

建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定及び
認定表示に係る技術的審査業務規程

日本ERI株式会社

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程(以下「規程」という。)は、日本ERI株式会社(以下「ERI」という。)が行う、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第35条第1項に基づく認定(以下「性能向上計画認定」という。)又は第41条第2項に基づく認定(以下「認定表示」という。)に係る、それぞれの認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、性能向上計画認定又は認定表示に係る基準への適合性について、公正かつ適確に実施しなければならない。

(技術的審査の実施機関の原則)

第3条 技術的審査を実施できる機関は次に掲げる機関とする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録省エネ判定機関」という。)
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物(以下「複合建築物」という。)の場合は、住宅部分については登録住宅性能評価機関、非住宅部分については登録省エネ判定機関

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域及び建築物の区分)

第4条 技術的審査の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 技術的審査の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他ERIが定める日

3 技術的審査の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合又は事前に第5条で定める依頼者等との間において技術的審査の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

4 技術的審査の業務を行う主たる事務所の所在地は、東京都港区赤坂8丁目10番24号とし、その他の事務所はERI各支店のそれぞれの所在地とする。

5 技術的審査の業務区域は、日本国内の全域とする。

6 技術的審査の業務を行う建築物の区分は、新築又は既存を問わずすべての用途、規模の建築物とする。

第2章 性能向上計画認定に係る技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定申請する前に技術的審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」といい、依頼者又は代理者を「依頼者等」という。)は、性能向上計画認定に係る技術的審査を依頼する場合には、ERIに対し、次の各号に掲げる図書(以下本章において「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式1号の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)。

以下「規則」という。)第23条第1項で定める認定申請書(様式第三十三)

- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第23条第1項の表に定める図書その他ERIが技術的審査のために必要と認める図書(以下本章において「技術的審査添付図書等」という。))
- 2 技術的審査用提出図書の受理については、あらかじめ依頼者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(ERIの使用に係る電子計算機(入出力装置含む。))と依頼者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。
- 3 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素認定技術的審査、基準適合認定に係る技術的審査及びBELS評価(以下、「設計住宅性能評価等」という。)を技術的審査と同時にERIに依頼する場合には、技術的審査用提出図書のうち、設計住宅性能評価等添付図書と重複するものは省略することができる。
- 4 設計住宅性能評価等の評価書又は適合証が既に交付されている建築物(ERIが交付しているものに限る。)について、技術的審査の依頼をする場合には、技術的審査用提出図書のうち、設計住宅性能評価等添付図書と重複するものは省略することができる。
- 5 前2項の場合における設計住宅性能評価等添付図書は、技術的審査用提出図書として扱う。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者等は、第11条に規定する適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合において、ERIに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者等はERIに対し、次の各号(ERIにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第3号に掲げる図書を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式3号の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書
 - (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
 - (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し
- 2 第5条第2～5項の規定は、前項の依頼について準用する。

(技術的審査の依頼の引受及び契約)

第7条 ERIは、第5条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理することとする。

- (1) 技術的審査の依頼に係る建築物の所在地が、第4条の業務区域内であること及び当該建築物の用途が、第4条の技術的審査の業務を行う建築物の区分に該当するものであること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 ERIは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めることとする。

3 依頼者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ERIは、依頼を引受けることができない理由を明らかにするとともに、依頼者等に技術的審査用提出図書を返却することとする。

4 ERIは、技術的審査の依頼を引受ける場合においては、依頼者等に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者等とERIは別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条又は第41条に基づく認定に係る技術的審査業務約款(以下「技術的審査業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとみなす。

5 技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

- (1) 依頼者等は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとERIが認めて請求し

た場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにERIに提出しなければならない旨の規定

- (2) 依頼者等は、ERIが性能向上計画認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者等の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者等は、双方合意の上定めた期日までにERIに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとERIが認める場合にあっては、依頼者等は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) ERIは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下本条において「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) ERIは、依頼者等が第1号から第3号までの規定に反した場合には、業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) ERIは、ERIの責めに帰することのできない事由によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者等に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者等が、その理由を明示の上、ERIに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとERIが認めるときは、ERIは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) ERIは、依頼者等の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) ERIは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（技術的審査の依頼の取下げ）

第8条 依頼者等は、第11条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合には、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）をERIに提出することとする。

2 前項の場合においては、ERIは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者等に返却することとする。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）

第10条 ERIは、技術的審査の依頼を引受けたときは、速やかに、第20条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

- (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う
- (2) 技術的審査の依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者等に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

第11条 ERIは、技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合すると認めるときは、次に掲げる場合を除き、別記様式2号(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者等に交付することとする。

- (1) 技術的審査用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
 - (2) 技術的審査用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
 - (3) 技術的審査料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 前項により適合証を交付する場合の交付番号は、別表1に従って付するものとする。
- 3 ERIは、技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者等に交付することとする。
- 4 ERIは、既に適合証の交付を行っている建築物に対し、当該建築物に係る技術的審査の依頼者等より再交付の申請があった場合は、適合証の交付を行うこととする。
- 5 ERIは、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付(以下「電子交付」という。)とすることができる。なお、第5条第2項による電子情報処理組織を使用した申請(以下「電子申請」という。)がされた場合における適合証等その他の図書又は書類の交付については、電子交付とする。

第3章 認定表示に係る技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第12条 依頼者等は、認定表示に係る技術的審査を依頼する場合には、ERIに対し、次の各号に掲げる図書(以下本章において「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式7号の建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書
 - (2) 規則第30条第1項で定める認定申請書(様式第三十七)
 - (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第1条第1項の表に定める図書(設計内容説明書を除く。))その他ERIが技術的審査のために必要と認める図書(以下本章において「技術的審査添付図書等」という。)
- 2 技術的審査用提出図書の受理については、あらかじめ依頼者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(ERIの使用に係る電子計算機(入出力装置含む。))と依頼者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。
- 3 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素認定技術的審査、性能向上計画認定に係る技術的審査及びBELS評価(以下、「設計住宅性能評価等」という。)を技術的審査と同時にERIに依頼する場合には、技術的審査用提出図書のうち、設計住宅性能評価等添付図書と重複するものは省略することができる。
- 4 設計住宅性能評価等の評価書又は適合証が既に交付されている建築物(ERIが交付しているものに限る。)について、技術的審査の依頼をする場合には、技術的審査用提出図書のうち、設計住宅性能評価等添付図書と重複するものは省略することができる。
- 5 前2項の場合における設計住宅性能評価等添付図書は、技術的審査用提出図書として扱う。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第13条 依頼者等は、第18条に規定する適合証の交付を受けた建築物のエネルギー消費性能を変更する場合において、ERIに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者等はERIに対し、次の各号(ERIにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第3号に掲げる図書を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式9号の建築物のエネルギー消費性能の変更に係る技術的審査依頼書
 - (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
 - (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し
- 2 第12条第2～5項の規定は、前項の依頼について準用する。

(技術的審査の依頼の引受及び契約)

第14条 ERIは、前2条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査の依頼に係る建築物の所在地が、第4条の業務区域内であること及び当該建築物の用途が、第4条の技術的審査の業務を行う建築物の区分に該当するものであること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 ERIは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合は、その補正を求めることとする。

3 依頼者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ERIは、依頼を引受けることができない理由を明らかにするとともに、依頼者等に技術的審査用提出図書を返却することとする。

4 ERIは、第1項により技術的審査の依頼を引受けた場合においては、依頼者等に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者等とERIは、技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。

5 技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

- (1) 依頼者等は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとERIが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにERIに提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者等は、ERIが認定表示に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式8号の適合証の交付前までに、依頼者等の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者等は、双方合意の上定めた期日までにERIに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとERIが認める場合にあっては、依頼者等は、当初の依頼内容に係る依頼を取り下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) ERIは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下本条において「業務期日」という。)を定める旨の規定
- (5) ERIは、依頼者等が第1号から第3号までの規定に反した場合には、業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) ERIは、ERIの責めに帰することのできない事由によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者等に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者等が、その理由を明示の上、ERIに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとERIが認めるときは、ERIは業務期日の延期をすることができる旨の規定

(8) ERIは、依頼者等の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

(9) ERIは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第15条 依頼者等は、第18条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届(別記様式12号)をERIに提出することとする。

2 前項の場合においては、ERIは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者等に返却することとする。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第16条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第17条 ERIは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第20条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査の依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者等に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

第18条 ERIは、技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合すると認めたときは、次に掲げる場合を除き、別記様式8号(第13条による依頼の場合は別記様式10号の適合証(変更))を依頼者等に交付することとする。

(1) 技術的審査用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

(2) 技術的審査用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(3) 技術的審査料金が支払期日までに支払われていないとき

2 前項により適合証を交付する場合の交付番号は、別表2に従って付することとする。

3 ERIは、技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めたときは、その旨の通知書(別記様式11号)を依頼者等に交付することとする。

4 ERIは、既に適合証の交付を行っている建築物に対し、当該建築物に係る技術的審査の依頼者等より再交付の申請があった場合は、適合証の交付を行うこととする。

第4章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

第19条 依頼者等は、別表3及び別表5に定める技術的審査料金(申請単位を複合建築物全体とする場合は、非住宅部分については別表3、住宅部分については別表5より算定される額の合計)を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者等の負担とする。

3 ERIと依頼者等は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。

4 ERIは、効率的に審査を行うことができる等の合理的理由がある場合、第1項に定める技術的審査料金を減額することができるものとする。

5 ERIは、審査の業務に要する時間が想定している時間を超える場合等においては、第1項に定める技術的審査料金によらず、別途技術的審査料金を定めることができるものとする。

6 性能向上計画認定に係る技術的審査において、一戸建て住宅、併用住宅及び長屋(アパート含む)における別表に定める評価料金は、電子申請によるものとし、それ以外の申請による場合は一回の申請につき1,500円(税込み1,650円)加算するものとする。ただし、設計住宅性能評価と同時申請・同時交付する場合は、いずれか一申請のみの加算とする。

7 前項による電子申請の場合において、評価書の電子交付に加え、紙面による「写し」の発行を希望する場合は、一回の申請につき1,500円(税込み1,650円)加算するものとする。ただし、設計住宅性能評価と同時申請・同時交付する場合は、いずれか一申請のみの加算とする。

第5章 審査員

(審査員)

第20条 ERIは、次に該当する者(以下「審査員」という。)に技術的審査を行わせなければならない。

(1) 住宅にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第13条に定める評価員(ERIの職員のほか、ERIが委嘱する評価員を含む。以下同じ。)で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有し、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審査に関する研修を受講し、ERIが選任した者

(2) 非住宅にあつては、法第50条に規定する適合性判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、ERIが選任した者

(3) 複合建築物にあつては、住宅部分については第1号の審査員、非住宅部分については前号の審査員

2 前項第1号に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中各欄に掲げる要件に応じ、同表当該各欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第21条 ERIの役員及びその職員(審査員を含む。以下同じ。)並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第6章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第22条 ERIは、ERIの役員又はその職員が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

2 ERIは、ERIの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

(1) 設計に関する業務

- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 ERIは、ERIの役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかがERIの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないこととする。

- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

4 ERIは、技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力しなければならない。

第7章 雑 則

（帳簿の作成及び保存方法）

第23条 ERIは、次の各号に掲げる事項を記載した性能向上計画認定に係る技術的審査業務管理帳簿（以下「性能向上計画認定帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、これを施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査の業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第11条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第11条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った年月日

2 ERIは、次の各号に掲げる事項を記載した認定表示に係る技術的審査業務管理帳簿（以下「認定表示帳簿」といい、前項の性能向上計画認定帳簿と併せ以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、これを施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査の業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第18条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第18条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第18条第3項の通知書の交付を行った年月日

3 前2項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第24条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から5事業年度

(2) 第5条第1項及び第12条第1項の技術的審査用提出図書並びに第11条第1項及び第18条第1項の適合証の写し(以下、「書類」という。) 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度(技術的審査用提出図書にあっては所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)

2 ERIが技術的審査の業務の全部を廃止した場合において、廃止した業務を継承する機関がある場合は、当該機関に帳簿及び書類の保管を引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第25条 帳簿及び書類の保存は、技術的審査中にある場合は技術的審査のため特に必要である場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、帳簿への記載事項及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法にて行うことができる。

(事前相談)

第26条 依頼者等は、技術的審査の依頼に先立ち、ERIに相談することができる。この場合において、ERIは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第27条 ERIは、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第28条 ERIは、公正な業務を実施するために国土交通省等から技術的審査の業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他の情報について報告等を行うこととする。

(附則)

この規程は、2024年4月1日より施行する。

制定：平成28年3月25日
改訂：平成29年4月1日
改訂：平成30年4月1日
改訂：平成30年12月10日
改訂：2019年8月1日
改訂：2019年11月18日
改訂：2021年4月1日
改訂：2022年10月1日
改訂：2023年10月1日
改訂：2024年4月1日

別表1 適合証交付番号の付番方法

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号 ※12桁目が1, 2, 4, 8, 9, B, Dのいずれかの場合 登録省エネ判定機関番号 ※12桁目が6, 7, A, Cのいずれかの場合
4桁目	1:登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2:登録省エネ判定機関のみの業務を実施 3:登録住宅性能評価機関及び登録省エネ判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1:新築 2:増築、改築、修繕、模様替 3:空気調和設備等の設置 4:空気調和設備等の改修
12桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等での建築物申請 (欠番) 4:住宅と非住宅の複合建築物での建築物申請 (欠番) 6:単独用途の非住宅での建築物申請 7:複数用途の非住宅での建築物申請 8:一戸建ての住宅※ 9:共同住宅等※ A:非住宅※ B:複合建築物※ C:複合建築物の非住宅部分 D:複合建築物の住宅部分
13～17桁目	通し番号(12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

※ 建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載された申請において申請対象建築物の建物用途を選択する。

別表2 適合証交付番号の付番方法

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号 ※11桁目が1～3のいずれかの場合 登録省エネ判定機関番号 ※11桁目が4の場合
4桁目	1:登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2:登録省エネ判定機関のみの業務を実施 3:登録住宅性能評価機関及び登録省エネ判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等での建築物申請 3:住宅と非住宅の複合建築物での建築物申請 4:非住宅建築物
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表3 非住宅建築物に係る技術的審査の料金

①【モデル建物法】

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	A種	B種	C種
500未満	120,000×N (132,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
500～1,000未満	150,000×N (165,000×N)	90,000×N (99,000×N)	70,000×N (77,000×N)
1,000～2,000未満	180,000×N (198,000×N)	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)
2,000～3,000未満	200,000×N (220,000×N)	120,000×N (132,000×N)	100,000×N (110,000×N)
3,000～4,000未満	230,000×N (253,000×N)	150,000×N (165,000×N)	120,000×N (132,000×N)
4,000～5,000未満	260,000×N (286,000×N)	180,000×N (198,000×N)	140,000×N (154,000×N)
5,000～10,000未満	300,000×N (330,000×N)	220,000×N (242,000×N)	170,000×N (187,000×N)
10,000～20,000未満	350,000×N (385,000×N)	260,000×N (286,000×N)	200,000×N (220,000×N)
20,000～50,000未満	400,000×N (440,000×N)	320,000×N (352,000×N)	240,000×N (264,000×N)
50,000～100,000未満	500,000×N (550,000×N)	390,000×N (429,000×N)	300,000×N (330,000×N)
100,000～200,000未満	650,000×N (715,000×N)	480,000×N (528,000×N)	380,000×N (418,000×N)
200,000～300,000未満	900,000×N (990,000×N)	600,000×N (660,000×N)	480,000×N (528,000×N)
300,000～	1,100,000×N (1,210,000×N)	850,000×N (935,000×N)	650,000×N (715,000×N)

N：計算に適用するモデル数による係数（※7参照）

②【標準入力法(主要室入力法を含む)】

税抜金額(カッコ内は税込金額)、単位:円

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
500未満	200,000 (220,000)	150,000 (165,000)	120,000 (132,000)
500～1,000未満	250,000 (275,000)	170,000 (187,000)	140,000 (154,000)
1,000～2,000未満	300,000 (330,000)	200,000 (220,000)	160,000 (176,000)
2,000～3,000未満	350,000 (385,000)	240,000 (264,000)	200,000 (220,000)
3,000～4,000未満	400,000 (440,000)	280,000 (308,000)	230,000 (253,000)
4,000～5,000未満	450,000 (495,000)	330,000 (363,000)	260,000 (286,000)
5,000～10,000未満	520,000 (572,000)	400,000 (440,000)	300,000 (330,000)
10,000～20,000未満	600,000 (660,000)	480,000 (528,000)	350,000 (385,000)
20,000～50,000未満	700,000 (770,000)	570,000 (627,000)	400,000 (440,000)
50,000～100,000未満	850,000 (935,000)	680,000 (748,000)	500,000 (550,000)
100,000～200,000未満	1,100,000 (1,210,000)	820,000 (902,000)	650,000 (715,000)
200,000～300,000未満	1,450,000 (1,595,000)	1,000,000 (1,100,000)	800,000 (880,000)
300,000～	1,700,000 (1,870,000)	1,300,000 (1,430,000)	1,000,000 (1,100,000)

<別表3 注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表3①、標準入力法（主要室入力法を含む。）を使用する場合は別表3②を適用する。

【用途分類】

※2 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。

※3 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでもA種が含まれるときはA種

②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

【面積】

※4 別表3の面積は、非住宅部分の床面積とし、その算定は建築基準法に基づき行う。

【割増加算】

※5 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表3①記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4以上
係数N	1.0	1.1	1.2	1.3

【計画変更】

※6 変更技術的審査の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて適用される別表3記載の料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして別表3記載の料金を適用する。

①モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等、計算方法を変更して申請する場合

②直前の技術的審査を他機関から受けている場合

【その他】

※7 第11条第4項及び第18条第4項に定める適合証の再交付の料金は、適合証一通につき5,000円（税込5,500円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（技術的審査の内容に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、適合証一通につき10,000円（税込11,000円）とする。

※8 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160

保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
自動車教習所	08410
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
料理店	08570

	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C種	工場

別表5 住宅に係る技術的審査の料金

税抜金額(カッコ内は税込金額)、単位:円

審査条件		料金
一戸建ての住宅／複合建築物の住宅部分(一住戸)	単独審査	40,000 (44,000)
	併願審査 (設計住宅性能評価)	12,000 (13,200) ※3
共同住宅等／複合建築物の住宅部分(二住戸以上)	単独審査	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金 100,000 (110,000) ・戸あたり料金 2,000 (2,200) ・共用部料金 100,000 (110,000) ※2
	併願審査 (設計住宅性能評価)	上記の単独審査料金の10分の5の額とする ※2、3、4

<別表5 注意事項>

【共同住宅等】

※1 共用部の審査を行う必要がない(長屋、共用部省略等)2住戸のみの共同住宅等、複合建築物の住宅部分の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。

※2 共同住宅等、複合建築物の住宅部分の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合(長屋、共用部省略等)は、共用部料金の加算は行わない。

【併願審査】

※3 併願審査の場合の料金適用は、別表5記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口に同時に提出される場合に限る。なお、併願審査の場合は、原則として併願対象業務と重複する添付図書を省略するものとする。

※4 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ10分の5を適用し、共用部料金は100,000円(税込110,000円)とする。

【計画変更】

※5 変更技術的審査の場合の料金は、当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。ただし、次の場合はそれぞれのとおり適用する。

①共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり5,000円(税込5,500円)を乗じた額とすることができる。

②直前の技術的審査を他機関が行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして別表5記載の料金を適用する。

【その他】

- ※6 第11条第4項及び第18条第4項に定める再交付の料金は、適合証一通につき5,000円（税込5,500円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（技術的審査の内容に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、適合証一通につき10,000円（税込11,000円）とする。